

別添

規 則 等 の 名 称	審査基準
根 拠 法 令	道路交通法
趣 旨	社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方を見直し、全国的な運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、 ○ 徳島県道路交通法施行細則（徳島県公安委員会規則） ○ 徳島県道路交通法施行細則の運用について（通達） の一部を改正するとともに、駐車許可申請手続きにおける行政手続法に基づく審査基準を改正したもの。
概 要	業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両及び訪問看護等に係る駐車需要にきめ細かく対応するため、駐車許可の在り方を見直し、全国的な運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、都道府県公安委員会規則等の規定の整備等が示達されたことに伴う規則及び運用通達の一部改正に併せて、駐車許可申請手続きにおける行政手続法に基づく審査基準 駐車の許可【道路交通法第 45 条第 1 項】 の内容を改定するもの（警察庁が示したモデル審査基準に基づく）。 ※ 本県で登載中の現行の駐車許可に係る審査基準のうち、 駐車の禁止【道路交通法第 49 条の 5】 については、時間制限駐車区間（パーキングチケット及びパーキングメーター発給場所）における駐車の特例に係る審査基準を定めたものであるが、本県では平成 28 年 3 月をもって同区間が廃止されたため、本改正を機に同審査基準を削除するもの。
施 行 日	令和 7 年 7 月 1 日
県民意見等を募集しなかった理由	法令に基づく行政処分であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、規則等を定める根拠となる法令の規定の改正に伴い、当然必要とされる当該審査基準の改定を行うものであり、県民意見の募集行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
そ の 他 参 考 事 項	